

議案第 149 号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例（平成 16 年伊賀市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表山田診療所の項を次のように改める。

山田診療所		午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで		
		午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで	午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで		

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。